

## ○総務文教委員長報告

総務文教委員長 林 勝 義

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期臨時会で、当委員会に付託されました議案は、「議案第82号 市長の給料の特例に関する条例の制定について」であります。

当委員会は11月20日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案第82号については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

「議案第82号 市長の給料の特例に関する条例の制定について」であります。が、モーターボート競走事業において長年、支出していた鳴門競艇従事員共済会に対する離職せん別金補助金の支出が司法の判断により、違法とされたことについて市としても、重く受け止め、組織の責任として、令和元年12月から令和2年5月までの6か月間については、市長の給料月額を減額率を10パーセント上乗せし、20パーセント減額する条例を制定するものであります。

司法の判断の中では、市長が、不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはできないとされたにもかかわらず、給料月額を減額する必要があるのかとの質疑があり、市長が任命した企業局長の給料月額の10分の1を6か月減給する懲戒処分をしたという道義的責任によるものであるとの説明を受けました。

また、前回の公有水面協力費の支出に関する権利の放棄の際も同じような責任のとり方であったと思うが、前回と今回では、放棄する金額が異なっているが、給料月額を減額する基準が決められているのかとの質疑があり、一般職員には基準があるが、市長については基準はなく、自らの判断で、現在、行政改革の一環で10パーセントの減額をしているが、今回の件について、鳴門市の最高責任者として、さらに10パーセントを上乗せするものであるとの説明を受けました。

さらに、道義的責任の取り方として、自らの給料月額をカットするのではなく、ほかに、自分が執行できる範囲で責任をとるべきではとの意見がありました。

また、今回の議案の提出は、市長の権限の中で、任命権者として責任を取るためのものか、との質疑があり、市長が自ら出来ることとして提出しているものであり、今後も、法令遵守、綱紀の粛正、市民福祉の向上に全力を尽くしていくとの説明がありました。

また、委員からは、先行訴訟までは、離職せん別金補助金の支給に条例が必要と知らなかったが、それ以降の補助金の支出を認めてきた市議会についても、責任があるとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。